

「北海道受動喫煙の防止に関する条例(仮称)」の基本的な考え方の概要

1 目的

受動喫煙防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止対策を総合的に推進し、道民の健康を維持

2 理念

- ・ たばこの煙が及ぼす健康への影響を認識し、受動喫煙ゼロの実現を目指し受動喫煙防止対策を推進
- ・ 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者及び妊婦に特に配慮

3 責 務

区 分	内 容
道	・ 受動喫煙防止対策を総合的に推進する ・ 国、市町村、事業者及び関係団体と緊密な連携を図る
道 民 等	・ 受動喫煙の正しい知識を持ち、他人に受動喫煙を生じさせないように努める ・ 20歳未満の者等がいる場所において喫煙をしないよう努める ・ 監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙を生じさせないように努める ・ 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する
事 業 者	・ 受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める ・ 従業員等に受動喫煙を生じさせないように努める ・ 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する
関 係 団 体	・ 受動喫煙を未然に防止するための取組を推進する ・ 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する

4 基本的施策等

【道の基本的施策】

- ・ 道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する知識の普及啓発
- ・ 道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保
- ・ 事業者等の受動喫煙防止対策を促進
- ・ 事業者等の受動喫煙防止対策に関する調査
- ・ 市町村が実施する受動喫煙防止対策に対して情報提供等
- ・ 市町村等と連携して受動喫煙防止対策を推進するための体制を整備

【学校等の敷地内完全禁煙】

第一種施設のうち、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）の施設管理権原者は、特定屋外喫煙場所を定めないように努める

【20歳未満の方や妊婦への対応】

- ・ 施設の管理権原者は、20歳未満の者等が多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める
- ・ 道民等は、20歳未満の者等がいる場所において喫煙をしないよう努める

【喫煙禁止場所以外の場所における受動喫煙防止対策】

- ・ 第二種施設の管理権原者は、第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合は、利用者の通行量等に配慮するよう努める
- ・ 施設の管理権原者は、20歳未満の者等が多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める

【従業員等に対する受動喫煙防止対策】

- ・ 事業者は、受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める
- ・ 事業者は、従業員等に受動喫煙を生じさせないように努める
- ・ 関係団体は、受動喫煙を未然に防止するための取組を推進する
- ・ 事業者及び関係団体は、道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する

5 今後の予定

令和2年第1回定例会提案予定

北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方に対する
意見提出用紙

ご住所	〒
氏名 (企業・団体名)	

【ご意見の内容】	
区分	ご意見の内容
1 目的・理念等	
2 責務	
3 基本的施策	
4 主な規定	
5 条例の見直し規定	
6 その他	
＜提出先・お問合せ先＞ 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電 話：011-231-4111（内線：25-533） 011-204-5767（直通） FAX：011-232-2013 電子メール：hofuku.kenkou@pref.hokkaido.lg.jp	

※ 本用紙は参考にお示ししたもので、様式を指定するものではありません。